

提供年月日: 令和2年(2020年)4月23日
部局名: 土木交通部
所属名: 都市計画課
担当名: 公園緑地室
担当者名: 松田、池野
内線: 4281
電話: 077-528-4281
E-mail: ha0602@pref.shiga.lg.jp

部局名: 琵琶湖環境部
所属名: 自然環境保全課
担当名: 自然公園係
担当者名: 長坂、前田
内線: 3482
電話: 077-528-3482
E-mail: dg00@pref.shiga.lg.jp

県営都市公園および自然公園園地の駐車場等の閉鎖について(4/24～5/6)

琵琶湖岸の県営都市公園や自然公園園地においては、滋賀県域に緊急事態宣言が出されて以降も屋外での運動や散歩などの利用を想定し一般開放を継続してきたところですが、バーベキュー利用等を中心に県外からの来訪に加え、人の密集した状況がみられ、今後迎えるゴールデンウィークにおいては、さらに多くの人々が遠方からも来訪し、密集した利用となることが危惧されます。このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、4月24日から5月6日までの間、すべての県営都市公園の駐車場を閉鎖し、バーベキュー・キャンプ等の利用禁止、遊具の使用禁止などの措置を実施することとし、琵琶湖岸の自然公園園地についても、駐車場を閉鎖することとします。

なお、今回の措置によっても、地域住民の散歩、ジョギング等の利用は可能ですが、引き続き利用状況の把握に努め、いわゆる3密の利用状況がみられる場合には、一般利用について抑制することも検討いたします。

○措置の概要

1. 県営都市公園

(期間) 令和2年4月24日(金)～5月6日(水)

(場所) すべての県営都市公園 (別紙参照)

(内容) 駐車場閉鎖

バーベキュー・キャンプの利用禁止

遊具の使用禁止

屋外スポーツ施設の使用禁止(テニスコートなど)

屋内施設の使用禁止(継続)

※散歩、ジョギング等の一般利用は可能

2. 自然公園園地

(期間) 令和2年4月24日(金)～5月6日(水)

(場所) 琵琶湖岸の自然公園園地(別紙参照)

(内容) 駐車場閉鎖

※散歩、ジョギング等の一般利用は可能

5月7日(木)以降については、今後の状況等を踏まえて判断いたします。

県民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止に向けてご理解ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

県営都市公園

自然公園園地

